

令和6年能登半島地震に伴う公欠に係る措置について

令和6年能登半島地震により被害を受けた通学課程芸術学部及び芸術研究科に在籍する学生に対する措置として、2023年度後期授業における公欠を認める事由に下記を追加します。
公欠制度の内容及び申請方法等については、「学修ガイド」内の下記のページをご確認ください。

在学生専用サイト内 学修ガイド 「公欠届」について

<https://www.kyoto-art.ac.jp/student/teaching/guide/basic/absence.php>

■追加する公欠事由

- ・令和6年能登半島地震による罹災（本人及び実家等）

■手続き時期

- ・2024年1月29日（月）[補講最終日]まで

■申請フォーム

- ・公欠届申請フォーム(Google フォーム)にて申請

<https://forms.gle/3XqABaRQr8RpCGPh6>

上記 Google フォームにて、出席ができない事由を詳細に記入してください。記載内容により確認の連絡をさせていただく場合があります。

公欠届は、公欠1日に対して1通の申請が必要です。数日にわたる場合は、その日数分を申請ください。